

犬山市議会第55号議案

犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年9月1日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説明)

この案を提出するのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の改正に伴い、条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例

犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「職員が、規則で定めるところにより、その子」を「子」に、「この条及び次条において同じ。）」を「この項及び次項並びに次条第1項から第3項までにおいて同じ。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該子」に改め、同項第1号中「子のある職員」を「子」に改め、同項第2号中「子のある職員であって、市長が定める者」を「子」に改め、同条第2項中「要介護者を介護する」を「日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する」に、「職員が、規則で定めるところにより、その子」を「子」に、「この条及び次条」を「この項及び次項並びに次条第1項から第3項まで」に、「を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、」を「」とあるのは「要介護者」と、「当該子を養育」とあるのは「」に改める。

第15条第1項中「第16条の2第1項」を「第16条の3第1項」に改める。

第16条の3を第16条の4とする。

第16条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第16条の3とし、第16条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）  
第16条の2 任命権者は、犬山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
  - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
  - (3) 犬山市職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
  - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
  - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の第16条の2第2項の規定の

例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

○犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正のための新旧対照表

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の3 任命権者は、次に掲げる子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次項並びに次条第1項から第3項までにおいて同じ。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子</p> <p>(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子</p> <p>2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項及び次項並びに次条第1項から第3項までにおいて同じ。)」とあるのは「要介護者」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。</p> <p>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</p> <p>(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、市長が定める者</p> <p>2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 略</p>

新（改正後）	旧（改正前）
<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第16条の3第1項</u>において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p> <p>第16条の2 任命権者は、<u>犬山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>犬山市職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第16条の2第1項</u>において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2及び3 略</p>

新（改正後）	旧（改正前）
<p>(3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>3. <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u>  （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</p> <p><u>第16条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p><u>第16条の4</u> 略</p>	<p>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</p> <p><u>第16条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 略</p> <p><u>第16条の3</u> 略</p>